

総務協議会協議事項

〔 日時 令和8年5月21日(木)
午前10時
場所 第一委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 八戸市防災行政無線設備等更新業務委託契約の締結について
- 2 八戸市行政手続条例の一部改正（案）の概要について
- 3 市制施行100周年記念事業の基本方針について
- 4 歳入歳出改革プロジェクトについて
- 5 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分について
- 6 令和7年度八戸市一般会計補正予算専決処分について
- 7 令和8年度八戸市一般会計補正予算専決処分について
- 8 八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について
- 9 市立図南小学校校舎屋根のたわみ対策について
- 10 八戸市「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ体験ラーケーション」の実施について
- 11 学校給食センター調理等業務委託業者の公募について
- 12 学校給食費改定について
- 13 （仮称）八戸市新学校給食センター整備・運営事業の特定事業の選定について
- 14 八戸市公民館条例の一部改正（案）の概要について
- 15 八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部改正（案）の概要について
- 16 教育委員会指定管理者制度導入予定施設（継続）について

八戸市防災行政無線設備等更新業務委託契約の締結について

1 概要

当市では、平成24年度に一般財団法人移動無線センターが提供する800MHz帯デジタルMCA無線サービスを利用し、防災行政用無線及び避難所通信システムを整備した。

同サービスの提供は、令和11年5月末日で終了することとなり、代替サービスが提供されないため、防災行政無線設備等の更新を実施するもの。

2 委託内容

- (1) 親局（1式）・補助局（3式）のシステム更新
- (2) 屋外拡声子局（143箇所）のシステム更新
- (3) 戸別受信機（72台）の更新
- (4) 避難所通信システム親局（1式）・子局（80式）の更新
- (5) 情報連携システムの整備（ほっとスルメール及びSNS等への配信）
- (6) モバイル放送端末（遠隔操作端末）の設定

3 契約予定者

株式会社久保田電気工業社（八戸市諏訪二丁目14番11号）

4 契約予定金額

契約金額：259,600,000円（うち消費税額23,600,000円）

5 契約期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

八戸市行政手続条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

行政手続法の一部改正に準じ、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞又は弁明の機会の付与に係る通知の方法について所要の改正をするためのもの

2 改正の内容

行政庁は、許認可の取消し、営業停止等の不利益処分を行おうとするときは、事前に処分の相手方に意見陳述の機会を与えるための手続（聴聞^{※1}又は弁明の機会の付与^{※2}）を行う必要があり、その旨を書面で通知することになっている。

この場合、相手方の所在が判明しないときは、書面による通知にかえて公示送達を行うこととしており、現行の規定では、その方法を「書面の掲示」によるとしている。

改正案では、「公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置」（市ウェブサイト公示事項を掲載し、インターネットによる閲覧を可能とする措置を規則で定める予定）を必須とした上で、従来どおり「書面の掲示」を行う方法又は「パソコン等の画面での表示」のいずれかの措置をとることとする。

※1 聴聞とは、主に許認可等を取り消すなど、処分の相手方に重大な不利益処分をしようとするときに、当該相手方等が口頭で意見を述べる機会を保障する手続をいう。

※2 弁明の機会の付与とは、聴聞に該当しない事由の不利益処分をしようとするときに、書面による意見陳述の機会を与える手続をいう。

改正後	改正前
次の①及び②の双方の措置 ① 公示事項を規則で定める方法(市ウェブサイト公示事項を掲載)により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く ② 次のア又はイのいずれか ア 公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示 イ 公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く	公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示

3 施行期日

公布の日

市制施行100周年記念事業の基本方針について

八戸市市制施行100周年記念事業推進本部（令和8年5月7日開催）において、市制施行100周年記念事業の基本方針を決定した。

1 記念事業の基本理念

本市は、昭和4(1929)年に、当時の八戸町、小中野町、湊町及び鮫村の4町村の合併により市制を施行して以来、来る令和11(2029)年5月1日に市制施行100周年を迎える。

この大きな節目に当たり、市民とともに八戸の歴史を回顧し、今日の礎を築き上げてきた先人の労苦に感謝し、市を挙げてこれを祝う。

併せて、100周年を新たな出発点と位置付け、若者をはじめ市民一人ひとりが地域資源を活かした魅力発信や継続的なまちづくり活動に主体的に関わることで、このまちへの愛着と誇りを深め、「100年先も誇れるまち八戸」を官民一体で創り上げることを目的に記念事業を実施する。

2 記念事業のテーマ・方向性・基本的な考え方

記念事業は、基本理念を踏まえ、次に掲げるテーマ等に基づいて検討を行うこととし、検討に当たっては可能な限り若者の発想を取り入れた官民連携型のプロジェクトの展開や、若者の自己実現や活躍の場の提供につながるものを念頭に置くこととする。

テーマ	方向性	基本的な考え方
① 歴史の継承	八戸の歩みを振り返り、市民の愛着と誇りを醸成する	八戸市100年の歩みを振り返り、幾多の困難を乗り越えてまちの基礎を築いた先人の功績をたたえるとともに、その歴史や文化など地域資源に市民が主体的に触れ、学び、体験する機会を創出することで、市民一人ひとりが八戸への愛着と誇りを実感し、地域への一体感を深める契機とする。
② 八戸の魅力再発見と情報発信	八戸の多様な魅力を再発見し、その魅力を広く発信することで、まちのブランド力を高める契機とする	本市の自然・観光・食・文化・スポーツ・産業・人材などの多様な地域資源の魅力を再発見する機会を創出するとともに、100周年を戦略的な情報発信の好機と位置付け、その魅力を広く発信することにより、まちのブランド力の向上や交流・関係人口の拡大につなげ、さらなる発展の礎とする。
③ 未来共創のまちづくり	市民・若者の主体性が発揮される環境を整え、まちづくりへの継続的な参画を促す	若者をはじめ市民自ら企画し、実践し、互いに連携できるよう、行政が制度的支援などの環境整備に取り組むことで、事業終了後も継続的にまちづくり活動が展開される基盤を整備する。

※ 「若者」とは、主として高校生、大学生、専門学校生及び若手社会人を想定し、将来の地域を担う世代として重点的に参画を促す対象とする。また、小中学生を含む次代を担う世代についても、学びや体験を通じた参画の機会を確保するとともに、地域づくりへの関心の醸成を図るものとする。

3 記念事業の実施期間

令和 11(2029)年 4 月1日から令和 12 年3月31日まで

(または 令和 11(2029)年1月1日から同年 12 月31日まで)

4 民間との共創による記念事業の推進

市は、100 周年記念事業を官民を挙げた一大プロジェクトとして実施するため、次の取組を通じて、民間企業・各種団体の自発的で多様な取組を促進し、官民共創による取組の広がりを図る。

(1) 認定制度の整備

市が制作するキャッチフレーズ・ロゴマーク・バナー等の使用を許可し、民間事業の認定を行う。

(2) 情報発信の仕組みの構築

100 周年ポータルサイトや市公式 SNS 等を活用し、認定事業の内容や参画する企業・団体の思いを広く発信する。

(3) 公共施設の活用支援

公共施設を使用して事業を実施する場合、使用料減免等により事業実施を後押しする。

5 記念事業の種類

(1) 市主催事業

① 記念式典の開催

開催予定日：令和11(2029)年5月1日(火)

② 記念誌の発行、記念動画の制作、特設ホームページの開設等

③ その他市が主体となって実施する事業(官民連携事業、共催の場合を含む。)

(2) 市民提案事業

市民や事業者等からの提案に基づき、市が経費の一部を補助して実施する事業

(3) 後援事業

市民や事業者等が実施する事業(テーマと整合する事業)のうち、市が後援をするもの(市補助なし)

6 記念事業のキャッチフレーズ及びロゴマーク

記念事業の実施に当たり、その基本理念を簡潔に伝えるために、キャッチフレーズ及びロゴマークを作成する。

7 記念事業の実施体制

(1) 推進本部

基本構想、基本計画、キャッチフレーズ・ロゴマーク及び記念事業計画を決定し、その他記念事業の実施に必要な事項を審議するための組織として、推進本部を設置する。

名 称：市制施行 100 周年記念事業推進本部
本 部 長：市長
副本部長：石田副市長(総務部を所管する副市長)
本 部 員：佐々木副市長、教育長、危機管理部長、総合政策部長、総務部長、 財政部長、商工労働まちづくり部長、観光文化スポーツ部長、農林水産部長、 福祉部長、こども健康部長、市民環境部長、建設部長、都市整備部長、市民病 院事務局長、交通部長、教育部長、消防長
設置時期：令和8年4月

(2) 庁内連絡会議

庁内の連携及び情報共有を図るため、推進本部の下部組織として庁内連絡会議を設ける。

(3) プロジェクトチーム

市主催事業のうち官民が連携して行う事業を円滑に実施するため、必要に応じて(複数の課で一つの事業を実施する場合等)、プロジェクトチームを設置する。

(4) 懇談会

記念事業の円滑な推進を図るため、関係団体等から記念事業に関する意見聴取を行うことを目的に懇談会を設ける。

8 主なスケジュール

(1) 記念事業

令和8年5月中旬 市主催事業について各部へ検討依頼

(2) 懇談会

令和8年度中に(仮称)市制施行 100 周年記念事業推進懇談会を設置

(3) キャッチフレーズ・ロゴマーク

令和9年度中に決定

歳入歳出改革プロジェクトについて

1. 背景・目的

人口減少や社会保障関係経費の増加、公共施設の更新需要、さらには物価高騰や人件費の増嵩などを踏まえれば、今後も引き続き厳しい行財政運営が見込まれる。このため、第8次八戸市行財政改革大綱の注目指標としている令和11年度末の財政調整基金及び市債管理基金残高50億円の維持に向けて、歳入歳出改革に資する施策の着実な推進が求められる。

こうした背景から、第8次行財政改革大綱及びアクションプログラムに掲げる改革3本柱に基づく推進項目を再整理・集約し、「歳入歳出改革プロジェクト」として位置付け、効果的で効率的な自治体経営を目指し、以下の取組を進めるものとする。

2. 歳入歳出改革プロジェクトの方向性

(1) 事務事業の総合的な見直しの推進（柱2-3）～事業の選択と集中～

長期間継続している任意的・裁量的事業（法定受託事務等を除く）の精査、執行率の低い補助金の廃止や委託契約の仕様見直しなど。

※ 特定の事業の見直しを前提とするものではなく、一定の基準に基づき、対象事業を幅広く整理した上で、優先順位等を踏まえ、検討を進めるもの。

(2) 歳入の確保・強化（柱3-2）～持続可能な財政運営（新たな自主財源の確保）～ 公共施設の使用料見直し、ふるさと納税の強化、宿泊税導入の検討、学校施設・学校用地などの未利用市有地の売却や貸付など

(3) 財産の適正管理と有効活用（柱3-3）～時代の変化に対応した施設管理～

郵便局との連携による行政サービスの充実、施設等の維持管理手法や窓口開設時間等の見直し、公共施設電力需給契約の見直しなど

(4) 組織力の向上（柱1-1）～人件費の適正管理～

人件費の適正管理に向けた制度運用の見直し、定員管理の適正化など

3. スケジュール

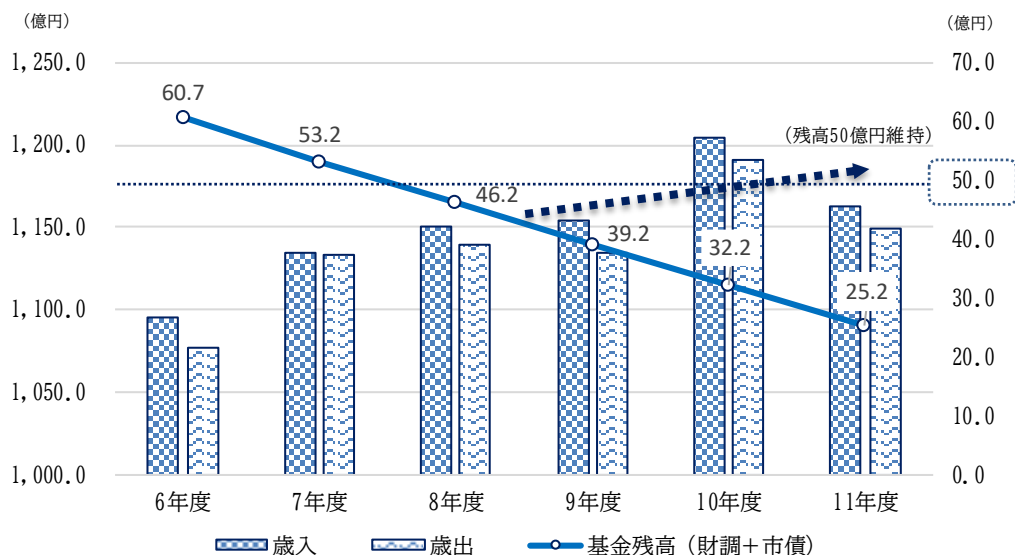
令和8年2月	職員提案（アンケート）による歳入歳出改革プロジェクトの募集（候補事業の検討）
5月	総務協議会、事務事業見直しシートの作成・見直し
7月	見直し内容に対する担当課ヒアリング開始（～7月末）
9～10月	行政改革委員会
11月	令和9年度当初予算編成開始

4. 参考資料：中期財政見直し

別添のとおり（本見直しは、見直しを検討するに当たっての財政状況の見直しを共有するため、参考資料として整理したものである。）

中期財政見通しについて

歳入歳出決算と基金残高の見通し



※ 主な前提条件

- ・当該推計は令和8年4月末時点での見込みであり、令和11年度まで一定条件が継続すると仮定。なお、基金（市債+財調）繰入れは17億円/年、積立ては10億円/年を想定。
- ・歳入のうち市税や地方交付税については、令和8年度の地方財政計画を前提に、翌年度以降も増加を加味。
- ・歳出のうち人件費や物件費については、近年の物価高騰に伴う増嵩傾向を踏まえ、引き続き増加を加味。また、扶助費については、社会保障ニーズの高止まりを踏まえ、今後も同水準での推移を想定。
- ・大規模事業については、着手済みのほか今後予定している主なものを踏まえ、各年度の歳入歳出に増減を加味。

単価：億円・%

	6年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度	
			増減		増減		増減		増減		増減	
歳入 計	1,088.1	1,135.2	4.3	1,150.8	1.4	1,154.6	0.3	1,204.8	4.3	1,163.1	▲ 3.5	
市税・譲与税	307.4	325.2	5.8	341.0	4.9	344.4	1.0	347.7	1.0	351.1	1.0	
地方交付税	207.2	217.0	4.7	220.3	1.5	222.1	0.8	224.1	0.9	226.2	0.9	
各種交付金	87.8	84.5	▲ 3.8	96.5	14.2	97.3	0.8	98.1	0.8	99.0	0.9	
国県支出金	317.0	349.2	10.2	326.5	▲ 6.5	326.4	▲ 0.0	332.4	1.8	326.5	▲ 1.8	
その他財源	168.7	159.3	▲ 5.6	166.5	4.5	164.4	▲ 1.3	202.5	23.2	160.3	▲ 20.8	
歳出 計	1,076.4	1,133.8	5.3	1,139.7	0.5	1,135.0	▲ 0.4	1,191.2	5.0	1,148.8	▲ 3.6	
義務的経費	546.2	553.0	1.2	551.5	▲ 0.3	555.6	0.7	565.3	1.7	567.1	0.3	
投資的経費	114.5	98.2	▲ 14.2	130.1	32.5	124.8	▲ 4.1	166.0	33.0	118.8	▲ 28.4	
その他経費	415.7	482.6	16.1	458.1	▲ 5.1	454.6	▲ 0.8	459.9	1.2	462.9	0.7	

義務的経費・・・人件費・扶助費・公債費の計

財政調整基金・市債管理基金の直近残高

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 (見込み)
基金残高	72 億円	70 億円	70 億円	61 億円	53 億円

市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例 の制定の専決処分について

1 改正の理由

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものの

2 改正の内容

各条例において引用する地方自治法及び同法施行令の条項を改正するもの。

(1) 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正

引用法令	改正前	改正後
地方自治法	第243条の2の7第1項	第243条の2の8第1項
	第243条の2の8第3項	第243条の2の9第3項
地方自治法施行令	第173条の4第1項第1号	第173条の5第1項第1号

(2) 八戸市監査委員に関する条例の一部改正

引用法令	改正前	改正後
地方自治法	第243条の2の8第3項	第243条の2の9第3項
	第243条の2の8第8項後段	第243条の2の9第8項後段

(3) 八戸市議会の同意を得るべき公営企業の職員の賠償責任の免除を定める条例の一部改正

引用法令	改正前	改正後
地方自治法	第243条の2の8第8項	第243条の2の9第8項

3 施行期日

令和8年9月24日

4 処分年月日

令和8年4月28日

令和7年度八戸市一般会計 補正予算専決処分の概要

処分年月日 令和8年3月31日

◎ 一般会計補正予算

1 歳入 880,000千円

(1) 市税	9,141
・個人市民税	(14,141)
・市たばこ税	(△5,000)
(2) 地方譲与税・県税交付金等	652,850
・地方消費税交付金	(608,683)
(3) 地方交付税	864,045
・普通交付税	(766,809)
・特別交付税	(106,635)
(4) 寄附金	58,689
(5) 基金繰入金	△378,803
・地域振興基金繰入金	(△240,000)
・退職手当基金繰入金	(△100,000)
(6) 市債	△331,000
(7) その他	5,078

2 歳出 880,000千円

(1) 基金積立金	880,000
・財政調整基金	(406,233)
・市債管理基金積立金	(410,000)
・その他基金（防災対策基金積立金等）	(63,767)

3 繰越明許費の補正

(1) 物価高対応子育て応援手当事業 26,551千円（変更前 2,022千円）

令和8年度八戸市一般会計 補正予算専決処分の概要

処分年月日 令和8年4月1日

令和7年12月8日に発生した青森県東方沖を震源とする地震等により被害を受けた公共施設等の災害復旧に要する経費について、地方自治法第179条第1項の規定により補正予算の専決処分をしたもの。

◎ 一般会計補正予算

1 歳 出	5 1 5, 2 7 2 千円
(1) 住宅応急修理経費（民生費）	60,000
(2) 公共施設災害復旧費（災害復旧費）	455,272
・ 中学校施設災害復旧費	339,842
・ 総務施設災害復旧費	65,288
・ 小学校施設災害復旧費	32,922
・ 社会教育施設災害復旧費	10,917
・ その他公共施設災害復旧費	6,303
2 歳 入	5 1 5, 2 7 2 千円
(1) 国庫支出金	45,966
(2) 県支出金	60,000
(3) 繰越金	83,006
(4) 市債	326,300

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

処分（公布）年月日 令和8年3月31日

1 改正の理由

令和8年度税制改正における地方税法の一部改正によるものである。

2 改正の主な内容

《個人市民税》

- (1) 肉用牛の売却による農業所得について市民税所得割を免除する課税特例の適用期限を3年延長するもの

適用対象 年 度	改正前	改正後
	昭和57年度から令和9年度までの 各年度分の個人市民税	昭和57年度から令和12年度までの 各年度分の個人市民税

- (2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得[※]について税率を軽減する課税特例の適用期限を3年延長するもの

適用対象 年 度	改正前	改正後
	昭和63年度から令和8年度までの 各年度分の個人市民税	昭和63年度から令和11年度までの 各年度分の個人市民税

※ 譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超える土地等の資産を譲渡した場合の所得

《固定資産税》

- (3) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による固定資産税の減額措置について、その減額する割合及び本特例の適用を受けようとする場合の申告手続を定めるもの

対象資産	条例で定める減額割合
利便性等向上改修工事が行われた特別特定建築物 [※] (バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等)	1 / 3

※ 特別特定建築物とは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物で、移動等の円滑化が特に必要な施設（劇場、音楽堂、老人ホーム、福祉ホームなど）

《軽自動車税》

- (4) 軽自動車税の環境性能割を廃止し、改正前の種別割を軽自動車税に名称変更するもの

区 分	改正前	改正後
	軽自動車税（環境性能割）※ ¹	廃止
	軽自動車税（種別割）※ ²	軽自動車税

※¹ 環境性能割は、三輪・四輪以上の軽自動車の取得者に対して、取得時に課税する軽自動車税

※² 種別割は、毎年4月1日時点の軽自動車等の所有者に対して、毎年度課税する軽自動車税

- (5) 電気軽自動車及び一定の環境性能基準を満たす天然ガス軽自動車に係る現行のグリーン化特例（軽課）※の適用期限を2年延長するもの

適用対象 車 両	改正前	改正後
	令和8年3月31日までに 初回車両番号指定を受けた車両	令和10年3月31日までに 初回車両番号指定を受けた車両

※ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車の税率を軽減する措置として、初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の税率を概ね75%軽減する制度

《その他》

条項ずれ、その他所要の改正を行う。

3 施行期日 令和8年4月1日

市立函南小学校校舎屋根のたわみ対策について

1 経緯

校舎屋根スラブにたわみが生じている函南小学校において、児童の安全確保の観点から早急に対応が必要であるため、当該校の構造における現況と対策（改修等）の調査、並びに近隣小学校との統廃合の可能性調査を行い、その結果と、保護者、地域、市議会議員からの意見を踏まえ、対策方針を決定することとしたものである。

2 調査の概要

(1) 現校舎の構造的な調査について

建築構造の専門家の知見を活かした外部委託による校舎の現況調査、改修等の工事を伴う対策及び工事概算金額の調査を行った。

(ア) 専門家の提案内容

- ・ たわみの大きい校舎第2棟の3階と3階渡り廊下の減築や、第2棟屋根の補強、たわみの小さい第1棟の屋根の補強、第2棟のみの補強など五つの対策案が提出された。
- ・ 工事概算金額は、総額で1億6,100万円から5億7,100万円と試算された。

(イ) 専門家の評価等

- ・ たわみの進行を抑制する対策を講じる必要がある。
- ・ 校舎第1棟については、現時点では補強の必要性は低いと考える。
- ・ たわみ対策に加え、校舎第2棟の一部の杭の支持力は不足している。
- ・ 提出した5案のうち、第2棟及び渡り廊下の3階部分を解体・減築する案が最高評価であるが、どの案においても、今後、当面の間はたわみの進行を抑制できるものとする。

(2) 統廃合の調査について

(ア) 学校適正規模・適正配置に基づく統廃合の考え方について（現状）

- ・ 令和6年3月に改定した基本方針では、児童生徒数と学級数の推計を基に過小規模校から優先的に学校規模の適正化（他の学校との統合）の検討を開始することとしている。
- ・ 学校規模の適正化の検討と連動し、改修等の必要性を判断している。

(イ) 少子化の影響について

- ・ 令和 13 年度までの児童数の推計では、小学校全体で現在の 74%に減少するのに対し、凶南小学校は 82%に留まる見込みである。
- ・ 学級数においては、小学校全体で現在の 83%に減少するのに対し、増減はない見込みである。

(ウ) 統廃合を実施する場合に必要な手順について

- ・ 統合先の決定だけでなく、通学支援、地域説明、交流学习、条例改正など、多くの手順があり、最短で 2 年程度必要である。
- ・ 凶南小学校の場合は、市の適正配置の基本方針にそぐわない理由となるため、更に時間がかかるものと考えられる。

(エ) 凶南小学校を長者小学校と統合した場合の通学支援について

【支援対象】 全校児童又は限定児童

【通学手段】 スクールバス等

【初期費用】 約 4 億円（スクールバス購入、運行費、バス転回広場等整備）

※この他、運行費用に約 3,000 万円が毎年必要

(オ) 凶南小学校保護者の意見について（令和 7 年 5 月 PTA 主体で実施）※複数回答あり

- ・ 凶南小学校保護者 92 名が回答。
- ・ 「問題となっている部分の修繕」と「新校舎を建てる」と回答した方がどちらも 5 割を超えた。
- ・ 「近隣学校との統廃合」と回答した方は約 1 割となったが、選択した理由には、「修繕や新築が予算面で厳しいのであれば、統廃合もやむを得ない」、「早く安全な所で学ばせられるなら、建て替えでも統廃合でもどちらでもよい」という意見であり、積極的に統廃合を希望しているものではない。
- ・ 以上の結果から、多くの方は統廃合よりも改修等を望んでいることが読み取れた。

3 保護者、地域等への調査結果の説明と意見聴取について

(1) 保護者・地域への説明会について

【日時・場所】 令和 8 年 4 月 15 日（水）18：00～ 於：凶南小学校体育館

【参加者】 33名（保護者19名、長者中学区地域学校連携協議会 7 名、町内会 3 名、地域住民 4 名）

【質問・意見】 保護者（1名）より質問があったが、説明内容と自分の認識が合っているかの確認のみで、それ以外の追加質問や意見はなかった。

なお、当日欠席した保護者には、学校を通じて資料を配付しており、その後の質問・意見・要望はなし。

(2) 市議会議員への説明について

保護者・地域の意見を踏まえた市教育委員会の方針案を示した。

4 方針について

たわみの大きい第2棟の校舎屋根を鉄骨で補強し、併せて第2棟の一部の杭の支持力不足を解消するため、3階の階段室とトイレ部分を一部解体し、壁と屋根を新設する（別紙図面参照）。

（理由）

- ・ 図書室が狭いという課題や、家庭科室の利用に係る課題を改善し、円滑な学校運営に寄与するとともに、児童にとって安全・安心な教育環境の確保につながる。
- ・ 工事の完成まで2年程度に抑えることができ、かつコストを抑えられる補強案により対応することで、児童への影響が少なく財政負担の軽減を図れる。
- ・ 一方、統廃合による対策案とした場合、通常より検討や調整に相当の時間を要することに加え、通学支援に伴う初期費用及び維持費が必要となり、補強案に比べ事業費が高額となることが見込まれる。
- ・ 保護者・地域等への説明において、「第2棟の鉄骨による補強(案)」について、反対意見等もなく、おおむね理解を得ることができた。
- ・ 第1棟については、専門家による評価において、現時点では補強の必要性は低いという意見が出されたことから、たわみ対策は行わないこととした。

5 予算について

令和8年度は補強設計を行い、令和9年度に工事を行うための経費を計上予定。

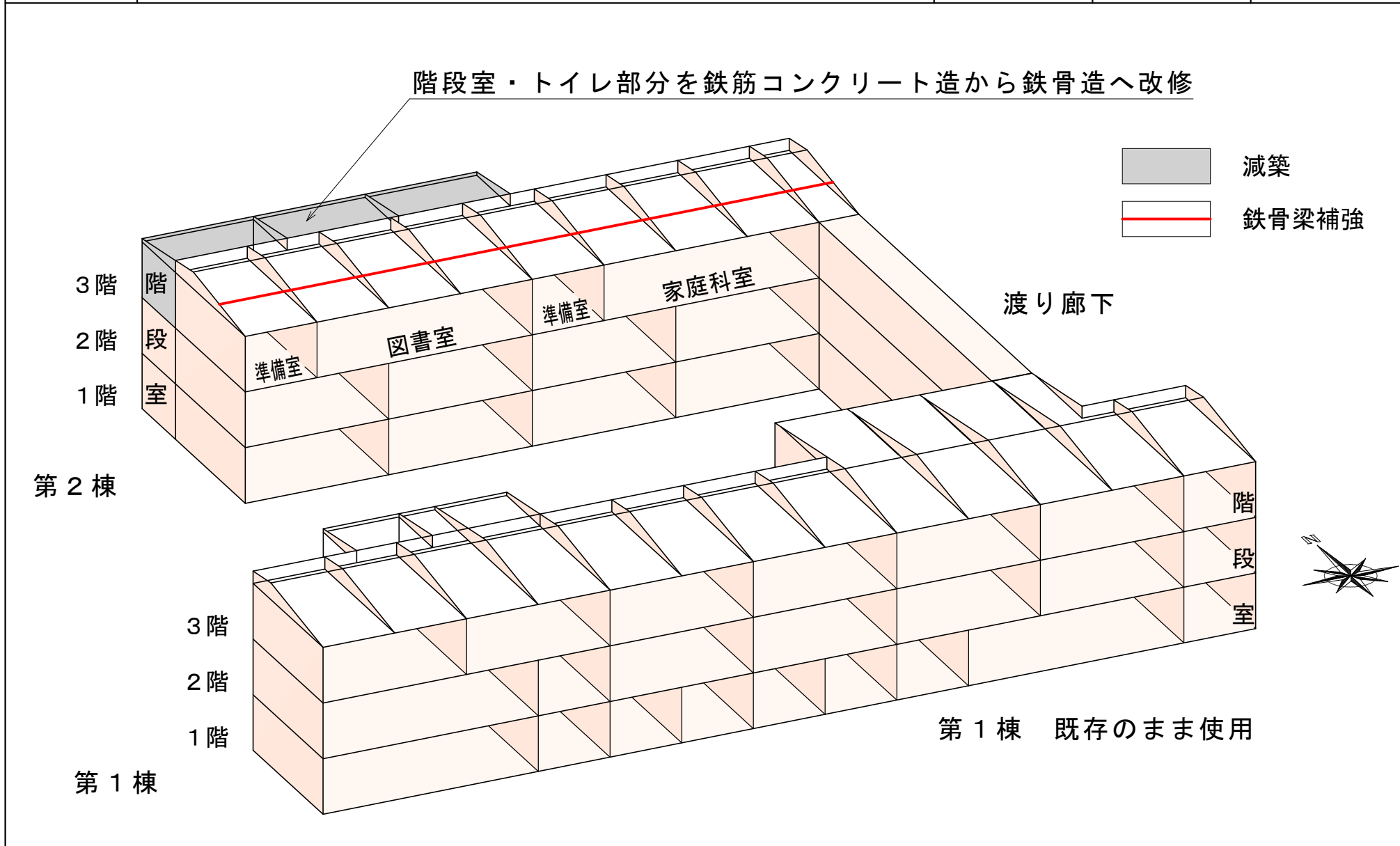
(千円)

項目	金額	地方債	一般財源	備考
補強工事費（総額）	161,000	121,000	40,000	
うち、補強設計業務委託費	9,900	7,400	2,500	<u>令和8年6月補正</u>

6 今後の予定スケジュールについて

令和8年7月～令和9年3月	設計
令和9年7月～令和10年3月	校舎屋根補強工事

別紙	第2棟 鉄骨による補強	総額	起債	一般財源
	〔第2棟鉄骨梁補強〕 + 〔3階階段室及びトイレ解体後改修〕	1.61億円	1.21億円	0.4億円



八戸市「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ体験ラーケーション」について

1 名称

八戸市「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ体験ラーケーション*」

*ラーケーション…保護者の平日の休暇を利用して、子どもと保護者が校外での体験活動や探究活動を行う制度

2 導入理由

9月から青森県を会場に、第80回国民スポーツ大会、第25回全国障がい者スポーツ大会が開催され、特に、国民スポーツ大会が本県で開催されるのは、実に49年ぶりとなる。

当市では、サッカーを始め七つの正式競技等が開催予定であるが、児童生徒の中には、他の市町村で予定されている競技を是非見学したいと考えている家庭も少なからずあるものと予想される。その際に、本取組を活用いただき、家族と一緒に観戦・応援する機会として導入するものである。

3 対象期間

令和8年9月3日から10月26日まで

※「開・閉会式、公開競技、正式競技（会期前Ⅰ、会期前Ⅱを含む）」

4 留意事項

- (1) 児童生徒1名につき3日以内とすること。
- (2) 保護者同伴で行うこと。（祖父母等含む）
- (3) 申請は、旅行1週間前までに在籍校の校長宛てに行うこと。
- (4) ラーケーション取得中は、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」扱いとし、欠席にしないこと。
- (5) ラーケーション取得中に受けられなかった授業内容は、家庭で補うこと。
- (6) ラーケーション取得中は学校の管理下外での活動になるため日本スポーツ振興センター災害給付の対象外となること。

学校給食センター調理等業務委託業者の公募について

1. 委託業務内容 市内3給食センターでの調理業務、運搬業務、配膳業務等
2. 契約理由 現在の契約期間(令和4年4月1日～令和9年3月31日)の満了による
3. 選定方法 公募型プロポーザル方式
4. 契約期間 令和9年4月1日～令和10年3月31日(1か年)
5. 契約上限額 691,000千円
令和8年6月補正予算で債務負担行為を設定
6. 公募スケジュール
令和8年7月 ・委託業者公募開始
・現場見学会
令和8年9月 ・応募業者による参加表明書の提出期限
・応募業者による提案書の提出期限
令和8年10月 ・委託業者選考会 ⇒ 業者決定
令和9年3月 ・委託契約締結
7. その他 最低賃金の引上げや物価上昇分を、委託業者へ適切に価格転嫁するため、契約期間を1か年と設定。
なお、委託業者が当契約期間における業務を完遂した場合、令和10年4月から新学校給食センター供用開始までの期間も契約上限額を見直しのうえ、随意契約により継続して契約締結予定。

学校給食費改定について

1. 改定理由 令和8年度の基本物資の契約単価の変動分(主食+12.45~13.93円/食、牛乳+3.53円/食)を給食費に反映させるため。

2. 改定案

- (1) 単価案 小学校 335円/食 → **360円/食 (+25円)**
 中学校 380円/食 → **400円/食 (+20円)**
- (2) 改定時期 令和8年7月1日
- (3) 所要額 小学校 児童 @25円×9,489人×139回 = 32,974,275円
 教職員等 @25円×971人×139回 = 3,374,225円
 中学校 生徒 @20円×5,225人×139回 = 14,525,500円
 教職員等 @20円×517人×139回 = 1,437,260円

合計 52,311,260円

⇒ 6月補正予算要求

3. 副食率の推移 副食率は、給食費のうち副食(おかず)にかけられる金額の割合。基本物資の契約単価の上昇により副食率が下がっており、副食率50%程度の回復を目指すもの。

○小学校(中学年)

年	月	給食費 単価(円)	金額の内訳(円)			構成比(%)		
			主食	牛乳	副食	主食	牛乳	副食
R 7	4	315	93.56	70.46	150.98	29.70%	22.37%	47.93%
R 7	10	335	93.56	70.46	170.98	27.93%	21.03%	51.04%
R 8	4	335	106.01	73.99	155.00	31.64%	22.09%	46.27%
R 8	7	360	106.01	73.99	180.00	29.45%	20.55%	50.00%

○中学校

年	月	給食費 単価(円)	金額の内訳(円)			構成比(%)		
			主食	牛乳	副食	主食	牛乳	副食
R 7	4	375	110.43	70.46	194.11	29.45%	18.79%	51.76%
R 7	10	380	110.43	70.46	199.11	29.06%	18.54%	52.40%
R 8	4	380	124.36	73.99	181.65	32.73%	19.47%	47.80%
R 8	7	400	124.36	73.99	201.65	31.09%	18.50%	50.41%

4. 県内他市との単価の比較

(単位:円)

	R8			
	4月		7月	
	小学校	中学校	小学校	中学校
青森市	348	428		
弘前市	340	380		
八戸市	335	380	360	400
十和田市	356	400		

※R8年7月は見込み。

(仮称)八戸市新学校給食センター整備・運営事業の 特定事業の選定について

(仮称)八戸市新学校給食センター整備・運営事業について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下 PFI 法)に基づき、特定事業として選定したものの。

1. 特定事業の選定について

PFI 法における特定事業とは、公共事業等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるもののことをいう。(同法 第2条第2項)

選定については、令和7年12月12日公表の「(仮称)八戸市新学校給食センター整備・運営事業 実施方針」(以下 実施方針)において、具体的な選定方法、選定基準、選定手順等を定めており、それに基づき選定作業を行った。

2. 特定事業として選定した事業の内容

(1) 事業名

(仮称)八戸市新学校給食センター整備・運営事業

(2) 事業に供される公共施設及び事業範囲

名称	立地	提供食数	事業範囲
(仮称)八戸市新学校給食センター	八戸市美保野 13-2615 他3地内	6,000食/日	整備(設計・建設)、 維持管理、運営※
八戸市立学校西地区給食センター	八戸市北インター工業団地二丁目2番1号	9,000食/日	維持管理(日常的な清掃と点検のみ)、運営※

※運営：調理業務、配送業務、配膳業務等

(3) 事業方式

PFI 法に基づき、事業者自らが本件施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、本件施設等の維持管理及び運営を行う PFI-BTO (Build Transfer Operate) 方式。

(4) 事業期間

日程	項目
令和9年3月末(契約後)から令和11年6月まで (約2年3か月)	施設整備
令和11年7月から令和11年8月まで(約2か月)	開業準備期間
令和11年8月から令和26年7月末まで(約15年)	維持管理・運営期間

3. 選定理由

当該事業の実施方針に沿って評価を行い、その結果が特定事業としての選定基準を満たし、本事業を PFI-BTO 方式により実施することが適当と認められたもの。

(1) 特定事業としての選定基準

- ア 従来方式と比較し、事業期間全体を通じて市の財政負担の縮減が期待できる。
- イ 従来方式と比較し、各業務の水準の向上が期待できる。

(2) 評価結果

① 定量的評価

本事業を、従来方式と PFI-BTO 方式により実施した場合に、それぞれの事業期間全体を通じた市の財政負担額を比較し、PFI-BTO 方式の場合は、従来方式に比べて、市の財政負担額が 2.9% 程度の削減が見込まれる。

<事業費比較>

(単位:億円) (税込)

市の 財政負担額	区分	従来方式	PFI-BTO方式	削減率
	施設整備費	49.5	46.3	
その他経費(運営費ほか)	107.7	106.4		
計	157.2	152.7	△2.9%	

②定性的評価

本事業をPFI-BTO方式により実施する場合、次の効果が期待できる。

- ・給食サービスの向上について、事業者が設計・建設・維持管理・運営の業務を一括して実施することにより、事業者のノウハウ、技術力、資金調達能力等が発揮され、更なる給食サービスの向上が期待できる。
- ・適切なリスク移転及び適正な役割分担による効率的な事業運営について、リスクの明確化、適切なリスク移転及び官民の役割分担により、事業全体におけるリスクの最適化や発生抑制、事業の効率化・合理化等の効果が期待できる。
- ・財政支出の平準化について、民間資金を活用することで、市は事業期間終了までの間に初期整備費を含めた事業費を分割して支出することが可能となり、財政負担の平準化が図られる。

4. 事業費の債務負担行為の設定

特定事業の選定を受け、令和8年7月の公募開始に向け、事業費の債務負担行為を設定することとし、令和8年6月補正予算で要求するもの。

要求額(限度額) 165億円

<参考：支払時期>

区分	令和11年度	令和12年度～令和26年度
施設整備費	一括払い(引渡し時) <国庫補助・起債対象分>	
	割賦払い <国庫補助・起債対象分 以外>	
維持管理・運営費	年度払い	

5. 事業者選定までのスケジュール

時期	項目
令和8年5月	・特定事業の選定
令和8年6月	・債務負担行為の設定(市議会予算案) ・特定事業の公表
令和8年7月	・ <u>募集要項等の公表(公募開始)</u> ・募集要項等に関する直接対話実施及び質問意見受付
令和8年10月	・参加資格の審査
令和8年11月	・提案書の審査
令和8年12月	・プロポーザルのヒアリング審査 → 優先交渉権者の決定及び公表
令和9年2月	・基本協定の締結 ・仮事業契約の締結
令和9年3月	・事業契約締結(市議会議案)

八戸市公民館条例の一部改正（案）の概要について

1. 改正の理由

八戸市立南郷公民館において、利用者がエアコンを使用した際に、使用料を徴収できるようにするため使用料に冷房料を加えるものである。

2. 改正の内容

条例別表第2の3備考中、使用料を定める項目に「冷房料」を加える。

※参考

冷房料の予定 1台 1時間当たり 130 円(他の地区公民館と同額)

3. 施行期日

令和8年7月1日

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例の一部改正(案)の概要について

1. 改正の理由

史跡是川石器時代遺跡第1期整備事業により、八戸市縄文学習館を廃止することに伴い、関係条例の整理を行うためのものである。

2. 改正する条例

八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館条例

3. 改正の内容

埋蔵文化財センターの名称及び位置、観覧料の条項から縄文学習館に関する事項を削除する。

4. 施行期日

令和8年7月1日

教育委員会指定管理者制度導入予定施設（継続）について

「指定管理者制度の導入方針」（令和7年10月改訂）に基づき、令和9年度から継続して2施設に指定管理者制度を導入する。

1 導入施設

- (1) 非公募施設 2施設
(2) 指定期間 令和9年4月1日～令和11年3月31日（2年）

No	対象施設名称	施設数	所管課	現在の指定管理者	募集区分
1	児童科学館 視聴覚ライブラリー	2	総合教育センター	三八五ふれあいネット	非公募

※現在の指定管理者は公募により選定

2 管理運営開始までのスケジュール

令和8年 7～10月	指定管理者候補者の審査・決定
11月	定例協議会 ・指定管理者候補者の選定結果の報告
12月	12月市議会定例会 ・指定管理者指定議案の提案・議決 ・指定管理料の債務負担行為の設定
令和9年 1月	包括協定の締結
3月	3月市議会定例会 ・指定管理料に係る予算案の提案・議決
4月	管理運営開始